

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

令和 6 年 12 月
阿賀町福祉介護課

1 軽度者への福祉用具の例外給付について

軽度者※1に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目（以下「対象外種目」といいます。）が定められています。

ただし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目であっても、例外的に給付することができると規定されています。

※1 「軽度者」とは

指定福祉用具貸与費の算定にあたっては、要介護1の者をいいます。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいいます。

指定介護予防福祉用具貸与費の算定にあたっては、要支援1又は要支援2の者をいいます。

2 対象外種目

- ・車いす及び車いす付属品
- ・特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具部分を除く。）
- ・自動排泄処理装置（要介護3以下は原則貸与不可）

3 算定の可否の判断基準

利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定（介護予防）福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりと規定されています。

(1) 基本調査の結果による判断

原則として次の表1の定めるところにより、基本調査の結果を用い、その可否を判断するものとされています。

→ 基本調査の結果により算定の可否を判断する場合は、町への届出や報告は不要です。

(2) 該当する基本調査結果がない場合の判断

次の表1中で、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマ

ネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」といいます。）が判断することとなります。

なお、この判断の見直しについては、居宅（介護予防）サービス計画に記載された必要理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととされています。

→ 居宅介護支援事業者等の判断により算定の可否を判断する場合は、町への届出や報告は不要ですが、当該判断に使用する文書等（サービス担当者会議の記録など）については、保存しておく必要があります。

(3) 市町村の確認による判断

前(1)(2)に関わらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができるとされています。

この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員（職員）が聴取した居宅（介護予防）サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えありません。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

→ 阿賀町における実務の流れは以下のとおりです。

① 利用者の状態の確認

担当ケアマネジャーは、利用者の状態が、上記 i) から iii) の状態像に該当する可能性があり、かつ、福祉用具の使用が利用者の自立支援に効果的であるかを確認します。

② 医師に対する意見照会

担当ケアマネジャーは、①により福祉用具の貸与が適当と判断した場合は、次のいずれかの方法により、①で行った利用者の状態像の判断について医師の意見（医学的な所見）を求めます。

●主治医意見書 ●医師の診断書

●介護支援専門員等が聴取した医師の医学的な所見をケアプランに記載

③ サービス担当者会議の開催

担当ケアマネジャーは、医師の意見（医学的な所見）を入手した後、サービス担当者会議等を開催し、医師の意見（医学的な所見）を参考に福祉用具の例外給付が利用者の自立支援に役立つか検討し、例外給付が必要と判断した場合に、ケアプランを作成します。

④ 町へ確認依頼書を提出

【提出書類】

- 1 福祉用具貸与例外給付確認依頼書
- 2 サービス担当者会議等の記録
- 3 主治医の意見書、診断書又は医師の医学的所見を記載した書類

※ただし、2の記録において医師の医学的所見による判断が明記されている場合は3の添付を省略することができます

依頼書の受理後、町で内容を確認し、結果を担当ケアマネジャーへ通知します。
原則として、町が確認を行った以降に保険給付による貸与が可能となります。

表1 【(参照) 利用者等告示第31号】

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属部品	次のいずれかに該当する方 (一) 日常的に歩行が困難な方	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方	該当する基本調査結果なし →居宅介護支援事業者等が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属部品	次のいずれかに該当する方 (一) 日常的に起き上がりが困難な方	基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な方	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な方	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する方 (一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある方	基本調査3-1 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～3-7のいずれか 「2.できない」 又は基本調査3-8～4-15のいずれか 「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない方	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する方 (一) 日常的に立ち上がりが困難な方	基本調査1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする方	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる方	該当する基本調査結果なし →居宅介護支援事業者等が判断
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」